

○失効

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）		その他の規格	生産業者		有効期限	失効届受理日
			窒素 全量	りん酸 全量		氏名又は名称	住所		
神奈川県 第740号	蒸製骨粉	蒸製骨粉3-20	3 . 0	2 0 . 0	該当なし	株式会社AKアソシエイツ	神奈川県綾瀬市 深谷上八丁目12 番2号	令和8年8月18日	令和6年7月1日
神奈川県 第741号	蒸製骨粉	蒸製骨粉3-18	3 . 0	1 8 . 0	該当なし	株式会社AKアソシエイツ	神奈川県綾瀬市 深谷上八丁目12 番2号	令和9年3月31日	令和6年7月1日